三　病床数、人員の配置、医療機器等

構造設備及び人員の配置その他必要な事項

イ　病床数

(1)　一般病床及び療養病床ごとの許可病床数

(2)　(1)の病床数のうち、許可を受けた病床に係る業務を行っているものの数

(3)　一般病床にあっては、(1)及び(2)の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第五条の既存病室の病床数に係る病床数

(4)　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百三号）附則第一百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第六十三条の規定による改正前の健康保険法（以下この(4)において「旧健保法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものの数

ロ　人員の配置

(1)　助産師、看護師、准看護師及び看護補助者の数

(2)　薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床工学技士の数

ハ　医療機器等

(1)　主とする診療科目

(2)　算定する入院基本料及び特定入院料

(3)　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院の基礎係数、暫定調整係数、評価係数Ⅰ及び評価係数Ⅱ並びに厚生労働省告示第百六十五号（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）別表第三までの第一から別表第三までの病院にあっては、これらに該当するかいずれにも該当しないかの別

(4)　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この(4)において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号C000に掲げる往診料の注1に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この(4)において同じ。）、病棟（ロにあっては、病棟及び病院又は診療所、ハ(1)及び(2)を除く。）にあっては、病院又は診療所）

(5)　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の救急病院又は救急診療所であって、その旨の病院又は診療所に掲げる点数表の区分番号C001に掲げる在宅患者共同診療料（1）に規定する在宅患者共同診療料（1）を算定する在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号C001-2に掲げる在宅患者共同診療料（2）に規定する在宅患者共同診療料（2）を算定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この(4)において同じ。）又は在宅療養支援病院（医科点数表の区分番号C001に掲げる在宅患者共同診療料（1）に規定する在宅患者共同診療料（1）を算定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この(4)において同じ。）であって同一の病院又は診療所以外の病院又は診療所に在宅療養後方支援病院又は在宅療養支援病院に係る在宅患者共同診療料（1）又は在宅患者共同診療料（2）を算定する患者以外の患者に対して訪問診療を行っている病院又は診療所の別並びに当該病院又は診療所における看取り数

(6)　コンピュータ断層撮影装置の数

(i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(ii)　十六列以上六十四列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(iii)　十六列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数

(7)　磁気共鳴画像診断装置の数

(i)　静磁場強度が三テスラ以上の磁気共鳴画像診断装置の数

(ii)　静磁場強度が一・五テスラ以上三テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数

(iii)　静磁場強度が一・五テスラ未満の磁気共鳴画像診断装置の数

(8)　血管連続撮影装置の数

(9)　ＳＰＥＣＴ装置の数

(10)　ＰＥＴ装置の数

(11)　強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）を行うための機器の数

(12)　遠隔操作式密封小線源治療装置の数

(13)　保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を行う患者の退院後の療養に必要な部門の設置の有無及び当該部門の構成員の数